

令和 7 年 10 月 17 日
市町村振興課 税政係 北村・徳田
(ダイヤル 0742-27-8420)
税務課 徴収対策係 木村・橋詰
(ダイヤル 0742-27-8365)

11月・12月は市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間です！

自主財源である地方税収の確保と、税の公平・公正を確保し、納期内納税者の信頼に応えるため、毎年11月、12月を「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」と定め、市町村と県が連携して、差押え等をはじめとする滞納整理を強化し、かつ集中的に取り組みます。

○ 基本的な考え方

「許しません！滞納」をスローガンに、税金を支払うことができる資力がありながら、滞納する悪質滞納者等に対して、徹底した財産調査と預貯金・給与の差押え等を実施し、市町村と県が一丸となって滞納整理に取り組みます。

○ 期間中の主な取り組み

納税催告(文書催告、電話催告、納税相談等)の強化、悪質滞納者や大口滞納者への滞納処分(差押え、公売等)の強化に取り組むとともに、市町村と県は連携して下記の取り組みを実施します。

【市町村と県が連携した取り組み】

● 啓発ポスターの掲出

掲出場所：市町村・県の関係機関、税務署、金融機関、奈良交通バス車内、
近鉄電車主要駅

● 共通催告書の活用

○ その他、滞納整理に関する市町村・県の連携する取り組み

● 市町村と県の不動産合同公売の実施

税の公平性を実現し地方税収を確保するため、市町村と県が連携し、合同で不動産の公売を実施します。

- ・ 日 時：令和7年10月21日（火）午後1時～
 - ・ 場 所：奈良県橿原総合庁舎（奈良県橿原市常盤町605-5）
 - ・ 物件及び：詳細は以下の奈良県ホームページをご覧ください。
- 参加手続 <https://www.pref.nara.jp/43897.htm>

